

令和 5 ・ 6 年度新居浜市建設業者格付の主な改正について

1 格付基準表（別表第 1）について

業種に応じた工事の施工実績を反映させることで、より厳正な格付制度とするため、格付等級の基準にこれまでの格付総合数値に加えて、年間平均完成工事高を追加する見直しを段階的に行います。

まず、令和 5 ・ 6 年度の格付時に年間平均完成工事高が 0 円の業種については、格付総合数値にかかわらず最下級の等級とし、令和 7 ・ 8 年度の格付時に格付等級に応じた必要最低年間平均完成工事高（経営事項審査）を設定することとします。

また、令和 5 ・ 6 年度の格付から、土木の格付「特 A」に次の技術者要件を追加します。

業種 等級	土木工事	建築工事	電気工事、管工事及び水道施設工事
特 A	445点以上	—	—
	<u>特定建設業許可を有し、建設業法第15条第2号イ又はハのいずれかに該当する技術者を2名以上有する者に限る。</u>	—	—
A	445点以上		425点以上
	等級特 A に該当する者を除く。	—	—
B	375点以上 444点以下		355点以上 424点以下
C	315点以上 374点以下		295点以上 354点以下
D	255点以上 314点以下		235点以上 294点以下
E	254点以下		234点以下

注 ただし、経営事項審査の年間平均完成工事高が 0 円の業種は、格付総合数値にかかわらず最下級の等級とする。

2 その他変更事項について

新居浜市建設業者格付事務取扱要綱を確認してください。